

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|------------|-----------|--|----------------|-------------------------|--------|
| 基本施策1 子育て支援の充実 | | | | | | |
| (1)働く子育て家庭の支援 | | | | | | |
| 保育所等施設型給付事業 (私立12園及び管外保育所) | | | 保育事業を私立保育所(12保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西高泊・こぐま・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい及び管外保育園 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,313,661 | 子育て支援課 |
| 幼稚園等施設型給付事業 | | | 子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、令和元年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行、令和6年度から小野田めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園へ移行。令和7年度から真珠幼稚園、令和8年度からるんびに幼稚園が新制度へ移行。 | R5以前 ～R13以降 | 215,337 | 子育て支援課 |
| 地域型保育事業運営支援事業 | | | 民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである事業所内保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 31,020 | 子育て支援課 |
| 公立保育所運営事業 | | スマエジ | 公立保育所で保育を実施するための運営費を計上する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。 | R5以前 ～R13以降 | 46,535 | 子育て支援課 |
| 小野田地区公立保育所整備事業 | 子育て・ 学び | | 公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。 | R5以前 ～R10 | 915,454 | 子育て支援課 |
| 公立保育所環境整備事業 | | | 公立保育所は老朽化が進み、園児に危険が及ぶ可能性がある箇所が見受けられる。児童・保護者の安心安全を第一に、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、備品等も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。 | R5以前 ～R13以降 | 2,449 | 子育て支援課 |
| 保育所等ICT化推進等事業 | | | 私立保育所等の保育士の業務負担軽減を図るために保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。 | R5以前 ～R8 | 2,175 | 子育て支援課 |
| 副食費増加相当額軽減事業 | 子育て・ 学び | | 物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。 | R5以前 ～R8 | 4,230 | 子育て支援課 |
| 認定こども園整備助成事業 | | | 認定こども園の整備、また認定こども園に移行するための施設整備に対して助成を行うことで、認定こども園の健全な運営や安心安全な教育・保育の提供に繋げ、加えて定員の確保、待機児童の解消を図ることを目的とする事業 | R8 ～R8 | 16,896 | 子育て支援課 |
| 公立保育所運営事業(臨時) | 子育て・ 学び | スマエジ | 食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。 | R5以前 ～R8 | 5,409 | 子育て支援課 |
| 認定こども園等施設型給付事業 | | | 市内の子どもが通う市内外の認定こども園に対し、施設型給付費を支払い、子育て世帯の負担を軽減する。 | R6 ～R13以降 | 269,096 | 子育て支援課 |
| 保育士独自加配事業 | | | 私立の保育施設において、配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援する。 | R6 ～R13以降 | 33,940 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------------|-----------|--|----------------|-------------------------|--------|
| 公立保育所運営事業(主食提供分) | 子育て・ 学び | スマエジ | 子どもの衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、そして保護者の負担軽減のため、令和8年度より公立保育所3園において、3歳以上の園児においても主食を提供する。各園で炊飯することで食中毒等のリスクを減らせるとともに、温かいご飯を提供することで、子どもの食が進み、子どもの健やかな成長に寄与できる。 | R8 ～R13以降 | 2,039 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業 | 子育て・ 学び | | 私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。 | R5以前 ～R13以降 | 810 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | 子育て・ 学び | | 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 1,610 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業 | 子育て・ 学び | | 各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園 | R5以前 ～R13以降 | 16,000 | 子育て支援課 |
| 障がい児保育事業 | 子育て・ 学び | | 障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。 私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～) | R5以前 ～R13以降 | 20,804 | 子育て支援課 |
| 保育所保険料補助事業 | | | 入所児童の安全管理のため、任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。 | R5以前 ～R13以降 | 99 | 子育て支援課 |
| 多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所) | | | 対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。 | R5以前 ～R13以降 | 250 | 子育て支援課 |
| 私立幼稚園特別支援事業 | | | 私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。 | R5以前 ～R13以降 | 262 | 子育て支援課 |
| 第2子以降保育料無償化事業 | | | 認可外保育施設利用者のうち、保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに助成する。【上限月額】一般認可外42,000円、企業主導型37,100円 | R6 ～R13以降 | 3,797 | 子育て支援課 |
| 放課後児童対策事業(放課後児童クラブ) | 子育て・ 学び | | 市内11小学校区において、小学校の余裕教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時30分まで、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで朝の延長保育を実施。 | R5以前 ～R13以降 | 195,423 | 子育て支援課 |
| 児童クラブ施設整備等事業 | 子育て・ 学び | | 核家族化や共働き世帯の増加に加え、平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している中、児童を安全に保育できる環境を整えるため、施設の老朽化に伴う修繕や周辺整備、備品整備等を行う事業である。令和8年度は、本山児童クラブの法面改修による環境整備及び出合児童クラブの教室変更に伴う環境整備を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 5,485 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)(臨時分) | | | 児童クラブにおいて、配慮が必要な子どもの受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブを円滑に運営するとともに、児童の安心安全に努める。また、施設の維持管理においても、児童に危険が及ばないように、適切に管理する。 | R5以前 ～R13以降 | 11,160 | 子育て支援課 |
| 病児保育事業 | 子育て・ 学び | | 集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 28,540 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業 | 子育て・ 学び | | 児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。 | R5以前 ～R13以降 | 306 | 子育て支援課 |
| 養育支援訪問事業 | 子育て・ 学び | | 乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。) | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 子育てワンストップ事業 | | | 子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育、母子保健 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 実費徴収に係る補足給付事業(副食費) | | | 幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。 | R5以前 ～R13以降 | 270 | 子育て支援課 |
| 施設等利用給付事業 | | | 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。 | R5以前 ～R13以降 | 16,854 | 子育て支援課 |
| 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) | 子育て・ 学び | | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を実施する。 | R7 ～R13以降 | 10,219 | 子育て支援課 |

(2) 切れ目のない寄り添った子育て支援体制の充実

| | | | | | | |
|-------------------|------------|------|--|----------------|--------|--------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 市内3箇所の私立保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(平成29年度までは焼野保育園でも実施、令和3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣施設に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 27,069 | 子育て支援課 |
| 子ども・子育て支援事業計画推進事業 | | | 令和6年度に策定した「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。 | R5以前 ～R13以降 | 160 | 子育て支援課 |
| 子育て支援情報発信事業 | | | 子育て支援情報発信ツールとして、また、妊娠から子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的として、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 660 | 子育て支援課 |
| 子育てコンシェルジュ事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。 | R5以前 ～R13以降 | 20 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 子育て総合支援センター 管理・運営事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 7,886 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供や、子育て世代に役立つ講習開催等の支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。 | R5以前 ～R13以降 | 803 | 子育て支援課 |
| 児童手当支給事業 | | | 高校生年代までの国内に住所を有する児童(18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額) 3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降: 30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子:10,000円 第3子以降: 30,000円 | R5以前 ～R13以降 | 1,204,669 | 子育て支援課 |
| 特別児童扶養手当事業 | | | 身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。 | R5以前 ～R13以降 | 140 | 子育て支援課 |
| 福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業 | 子育て・ 学び | | 乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。 | R5以前 ～R13以降 | 115,225 | 子育て支援課 |
| 福祉医療事業(単市事業分) | 子育て・ 学び | | 県制度の乳幼児医療費助成に上乘せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 31,000 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成事業 | 子育て・ 学び | | 子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。 | R5以前 ～R13以降 | 131,600 | 子育て支援課 |
| 養育医療給付事業 | 子育て・ 学び | | 身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 7,020 | 子育て支援課 |
| 小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分) | | | 経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 13,834 | 学校教育課 |
| 中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分) | | | 経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 23,763 | 学校教育課 |
| 学校保健に係る医療費助成事業(就学援助) | | | 就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。 | R5以前 ～R13以降 | 10 | 学校教育課 |
| 学校給食に係る給食費助成事業(就学援助) | | | 就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 38,736 | 学校教育課 |
| 奨学関係事業 | | | 将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な県内の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っている山口県ひとつくり財団に負担金を支出する。 | R5以前 ～R13以降 | 560 | 学校教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|------------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 交通遺児助成金支給事業 | | | 交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 211 | 学校教育課 |
| 入学祝い金給付事業 | 子育て・ 学び | | 次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。(令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。) | R5以前 ～R13以降 | 44,296 | 子育て支援課 |
| 利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型) | 子育て・ 学び | スマエジ | 妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 3,835 | 子育て支援課 |
| 妊婦のための支援給付事業 | 子育て・ 学び | | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等を届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給 | R7 ～R13以降 | 32,131 | 子育て支援課 |
| 乳児健康診査事業 | | スマエジ | 出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。 | R5以前 ～R13以降 | 6,125 | 子育て支援課 |
| 幼児健康診査事業 | | スマエジ | 母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 1,882 | 子育て支援課 |
| 発育・発達事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施 | R5以前 ～R13以降 | 196 | 子育て支援課 |
| 妊産婦健康診査事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。 | R5以前 ～R13以降 | 38,918 | 子育て支援課 |
| 妊娠の届出と母子健康手帳の交付 | | スマエジ | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。 | R5以前 ～R13以降 | 72 | 子育て支援課 |
| 産前産後サポート事業(マタニティひろば) | | スマエジ | 市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。 | R5以前 ～R13以降 | 292 | 子育て支援課 |
| 母子保健健康教育事業 | | スマエジ | 乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。 | R5以前 ～R13以降 | 241 | 子育て支援課 |
| 発育・発達事業(療育教室) | 子育て・ 学び | スマエジ | 幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 234 | 子育て支援課 |
| 定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために育児相談を実施する。不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む) | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------------|-----------|--|----------------|-------------------------|--------|
| 母子家庭訪問指導事業 | | スマエジ | ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 利用者支援事業(こども家庭センター型) | | スマエジ | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 4,312 | 子育て支援課 |
| 産後ケア事業 | | スマエジ | 産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,219 | 子育て支援課 |
| 不妊治療費助成事業 | | | 次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業 | R5以前 ～R13以降 | 1,542 | 子育て支援課 |
| 母子保健推進員育成・活動支援事業 | | スマエジ | 母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 484 | 子育て支援課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | | スマエジ | 妊娠中の流産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 683 | 子育て支援課 |
| 多胎妊産婦支援事業 | | スマエジ | 多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 95 | 子育て支援課 |
| 葉酸サプリメント配布事業 | | スマエジ | 葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があるとされている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。 | R5以前 ～R13以降 | 0 | 子育て支援課 |
| 新生児聴覚検査費助成事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。 | R6 ～R13以降 | 1,652 | 子育て支援課 |
| (3)地域社会での子育て支援 | | | | | | |
| ファミリーサポートセンター事業 | | スマエジ | 子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。 | R5以前 ～R13以降 | 315 | 子育て支援課 |
| 地域組織活動育成事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽) | R5以前 ～R13以降 | 1,040 | 子育て支援課 |
| 児童遊園施設整備事業 | 子育て・ 学び | スマエジ | 子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 516 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|------------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| (4) 配慮が必要な子どもと家庭の支援 | | | | | | |
| 家庭児童相談事業 | 子育て・ 学び | | 核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。 | R5以前 ～R13以降 | 68 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当支給事業 | 子育て・ 学び | | 18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。令和6年11月分より全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ。 ※支給額:全部支給 48,050円(1人)、2人目以降は11,350円加算(金額は全部支給の場合) | R5以前 ～R13以降 | 288,118 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭自立支援給付事業 | 子育て・ 学び | | ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 8,041 | 子育て支援課 |
| ひとり親福祉事業 | 子育て・ 学び | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事業等を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 78 | 子育て支援課 |
| 母子生活支援事業 | 子育て・ 学び | | 児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの。 | R5以前 ～R13以降 | 5,500 | 子育て支援課 |
| ことばの教室(幼児部)運営事業 | | | ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 77 | 子育て支援課 |
| 基本施策2 高齢者福祉の充実 | | | | | | |
| (1) 生涯現役社会づくりの推進 | | | | | | |
| 介護支援ボランティア活動事業 | | スマエジ | 第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R5以前 ～R13以降 | 2,828 | 高齢福祉課 |
| 介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業 | | スマエジ | 第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R5以前 ～R13以降 | 303 | 高齢福祉課 |
| 敬老啓発事業 | | | 100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターの募集を行う。また、高齢者の長寿を祝い、敬老意識の醸成を図るため、地域で敬老事業を実施されるよう働きかけていくとともに、事務的支援を行っていく。 | R5以前 ～R13以降 | 597 | 高齢福祉課 |
| 高齢者団体の活性化(老人クラブ等) | | スマエジ | 単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。 | R5以前 ～R13以降 | 1,209 | 高齢福祉課 |
| 老人福祉作業所と利用促進 | | | 老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担 | R5以前 ～R13以降 | 557 | 高齢福祉課 |
| 全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金) | | | ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。 | R5以前 ～R13以降 | 50 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 生きがいと健康づくり推進事業 | | スマエジ | 市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。 | R5以前 ～R13以降 | 1,800 | 高齢福祉課 |
| (2) 高齢になっても住みよい地域づくり | | | | | | |
| 総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実) | | | 高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 3,204 | 高齢福祉課 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント業務 | | | 高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 92 | 高齢福祉課 |
| 地域ケア会議推進事業 | | | ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。 | R5以前 ～R13以降 | 195 | 高齢福祉課 |
| 地域包括支援センター委託事業 | | | 市内を北部(旧山陽町・高千帆小学校区)と南部(高千帆小学校区を除く旧小野田市)の2圏域とし、その地域包括支援センター(北部)の運営を外部法人へ委託し、南部は直営の運営とする。また、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、市全体の事業の実施や地域包括支援センターの統括を行う。 | R6 ～R13以降 | 28,488 | 高齢福祉課 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | | | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。 | R5以前 ～R13以降 | 491 | 高齢福祉課 |
| 生活支援サービスの体制整備事業 | | スマエジ | 単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に第一層協議体を設置し、生活支援コーディネーターによる地域における支え合いの取組を支援する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。 | R5以前 ～R13以降 | 10,428 | 高齢福祉課 |
| 権利擁護事業 | | | 判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。 | R5以前 ～R13以降 | 64 | 高齢福祉課 |
| 成年後見利用支援事業 | | | 市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立て支援や成年後見人等の報酬助成を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 5,567 | 高齢福祉課 |
| 成年後見制度利用促進体制整備推進事業 | | | 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組むとともに、計画の進捗管理を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 185 | 高齢福祉課 |
| 高齢者の実態の把握 | | | 高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。 | R5以前 ～R13以降 | 48 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業 | | | 高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。 | R5以前 ～R13以降 | 445 | 高齢福祉課 |
| ケアセンターさんよう売却準備事業 | | | ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者として委託していたが、令和5年12月末をもって指定管理期間を終了し、施設を廃止した。本施設については、福祉施設に活用することを条件として民間に売却することを予定しているため、引き続き施設を管理し、売却に向けた準備を進めていく。 | R6 ～R8 | 378 | 高齢福祉課 |
| 老人保護措置事業 | | | 経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続し、又は今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続や調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 220,113 | 高齢福祉課 |
| 加齢性難聴者補聴器購入助成事業 | | | 難聴は、認知症の危険因子としての影響が大きいという報告があり、難聴への早期介入が認知症予防として有効であることが分かっている。また、補聴器の使用が認知機能低下の抑制に効果があることもわかっていることから、本市では、認知症予防の取組の一つとして、難聴の早期発見及び中等度難聴者の補聴器の使用を進めたいと考えている。一方で、補聴器の購入については、経済的に困難な方もおられると考えられることから、補聴器の購入助成制度を創設する。 | R7 ～R13以降 | 1,500 | 高齢福祉課 |
| 寝具乾燥消毒サービス事業 | | | 市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障がい者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。 | R5以前 ～R13以降 | 268 | 高齢福祉課 |
| 訪問理美容サービス事業 | | | 身体上又は精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。 | R5以前 ～R13以降 | 30 | 高齢福祉課 |
| 福祉電話利用助成事業 | | | 低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。 | R5以前 ～R13以降 | 384 | 高齢福祉課 |
| 緊急時短期入所事業 | | | 対象者を通常介護している者が疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じたときに介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。 | R5以前 ～R13以降 | 63 | 高齢福祉課 |
| 無年金者特別給付金支給事業 | | | 国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 0 | 高齢福祉課 |
| 生活管理短期入所事業 | | | 市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められるものが、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。 | R5以前 ～R13以降 | 259 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:地域支援事業) | | | 高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」及び介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。 計画策定時には、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R5実績 対象3,000件、回収率62.2%)の実施が国から求められているため、地域支援事業(一般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 0 | 高齢福祉課 |
| 高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業) | | スマエジ | 高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。 | R5以前 ～R13以降 | 6,772 | 高齢福祉課 |
| 住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業) | | | 居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するに当たって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2,000円)を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 10 | 高齢福祉課 |
| 家族介護支援事業 | | | 市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。 | R5以前 ～R13以降 | 683 | 高齢福祉課 |
| 紙おむつ等支給事業 | | | 紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。 | R5以前 ～R13以降 | 4,274 | 高齢福祉課 |
| 「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業) | | | 高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 205 | 高齢福祉課 |
| (3)介護予防の推進 | | | | | | |
| 介護予防普及啓発事業 | | スマエジ | 地域の高齢者に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 1,032 | 高齢福祉課 |
| 地域介護予防活動支援事業 | | スマエジ | 生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。 | R5以前 ～R13以降 | 378 | 高齢福祉課 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | | 介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取組を推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援などを行う。 | R5以前 ～R13以降 | 81 | 高齢福祉課 |
| 介護予防把握事業 | | スマエジ | 訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何らかの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。 | R5以前 ～R13以降 | 159 | 高齢福祉課 |
| 一般介護予防評価事業 | | | 住民運営通いの場や介護予防普及啓発などの一般介護予防事業全体の事業評価を行い、より効果的な事業の実施に向けて、事業の見直し・改善を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 0 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------------|
| 訪問型サービス(第一号訪問事業) | | | 総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。 | R5以前 ～R13以降 | 29,391 | 高齢福祉課 |
| 通所型サービス(第一号通所事業) | | | 総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。 | R5以前 ～R13以降 | 167,197 | 高齢福祉課 |
| 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業) | | | 高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託) | R5以前 ～R13以降 | 30,166 | 高齢福祉課 |
| 総合事業給付管理事業 | | | 事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,239 | 高齢福祉課 |
| 高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業 | | | 総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 500 | 高齢福祉課 |
| 総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業 | | | 総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 福祉指導 監査室 |

(4) 認知症施策の推進

| | | | | | | |
|---------------------|--|------|--|----------------|-----|-------|
| 認知症サポーター養成事業 | | スマエジ | 今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 114 | 高齢福祉課 |
| 徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業 | | | 認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になったときに早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める | R5以前 ～R13以降 | 119 | 高齢福祉課 |
| 認知症地域支援推進事業 | | | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の理解の促進や、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備などの地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。認知症地域支援推進員を中心に、認知症普及啓発や関係機関のネットワークの構築、認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。 | R5以前 ～R13以降 | 927 | 高齢福祉課 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | | | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 | R5以前 ～R13以降 | 303 | 高齢福祉課 |

(5) 介護(予防)サービスの充実

| | | | | | | |
|---------------------|--|--|---|----------------|-----------|-------|
| 介護サービス提供事業 | | | 要介護者が安心して暮らせるように、介護状態に応じてデイサービスやホームヘルプ等の在宅サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供する。 | R5以前 ～R13以降 | 5,990,081 | 高齢福祉課 |
| 介護予防サービス提供事業 | | | 要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)を提供する。 | R5以前 ～R13以降 | 168,015 | 高齢福祉課 |
| 介護保険施設サービス利用者負担軽減事業 | | | 低所得者に対して、介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう、補足給付を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 114,251 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------------|
| 高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業 | | | 介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 168,603 | 高齢福祉課 |
| 指定介護予防支援業務 | | | 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う | R5以前 ～R13以降 | 8,480 | 高齢福祉課 |
| 地域密着型サービス指導 監督事業 | | | グループホームなどの地域密着型サービス事業所に対して、実地指導や運営委員会を通じて、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者への対応などについて指導・監査を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 32 | 高齢福祉課 |
| 地域密着型サービス事業 所の指定及び指導監督事 業 | | | 介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。 | R5以前 ～R13以降 | 30 | 福祉指導監 査室 |
| 居宅介護支援事業所等の 指定及び指導監督事業 | | | 介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の指定並びに各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所等の健全かつ適正な運営の確保を図る。令和6年4月から介護保険法改正により、介護予防支援事業所の指定及び指導監督業務が新たに加わった。介護分野の文書に係る負担軽減の取組として「電子申請届出システム」を導入し、令和7年1月から運用を開始した。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監 査室 |
| (6)介護保険の円滑な運営 | | | | | | |
| 介護給付管理事業 | | | 事務の円滑化・適正化を目的に、国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 | R5以前 ～R13以降 | 8,160 | 高齢福祉課 |
| 介護サービス給付費適正 化事業 | | | 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。 | R5以前 ～R13以降 | 23 | 高齢福祉課 |
| 介護保険低所得者利用者 負担対策事業 | | | 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4) | R5以前 ～R13以降 | 35 | 高齢福祉課 |
| 介護保険管理事業 | | | 基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行う。 | R5以前 ～R13以降 | 4,097 | 高齢福祉課 |
| 介護認定審査事業 | | | 介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要があるため、対象者の調査・審査等の業務を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 26,801 | 高齢福祉課 |
| 介護保険資格管理事業 | | | 介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行うため、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者並びに要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 6,694 | 高齢福祉課 |
| 介護保険賦課徴収事業 | | | 介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされているため、第1号被保険者の前年所得や世帯状況等を勘案した保険料の賦課・徴収を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 5,795 | 高齢福祉課 |
| 住民情報システム帳票 アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。そこで、県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 3,142 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 介護認定審査会ペーパーレス化事業 | | DX・GX | 介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員の方々にはクラウド上で事前の審査資料を確認していただけるようになり、現状の郵送と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印刷費、郵送料などが削減できるため、コストカットが見込まれる。 | R7 ～R13以降 | 570 | 高齢福祉課 |
| 基本施策3 障がい者福祉の充実 | | | | | | |
| (1)障害福祉サービスの充実 | | | | | | |
| 各種障害者手帳受付・証明事業 | | | ①障がい者有する人からの申請書を受取り②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障害内容、等級に応じた市や県の障害福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。 | R5以前 ～R13以降 | 135 | 障害福祉課 |
| 障害者計画等策定及び推進事業 | | | 山陽小野田市障害者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障害福祉計画、山陽小野田市障害児福祉計画(障害福祉サービス等の見込み、確保の方策を定める3年を1期とする計画)の計画の進捗確認や事業の検証を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 68 | 障害福祉課 |
| 心身障害者扶養共済掛金助成事業 | | | 心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。 | R5以前 ～R13以降 | 264 | 障害福祉課 |
| 特別障害者手当等給付事業 | | | 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障害の程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 27,869 | 障害福祉課 |
| 在宅酸素濃縮器電気料助成事業 | | | 呼吸器機能障害3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する(非課税世帯に限る)。 | R5以前 ～R13以降 | 252 | 障害福祉課 |
| 自立支援給付事業 | | | 自立支援給付の種類 計画相談支援の内容を基に、障害福祉サービスの提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 ①介護給付:障害支援区分の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供②訓練等給付:主に就労に係るサービスの提供 ③補装具給付:失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るための補装具に対して補装具費を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,454,614 | 障害福祉課 |
| 障害児通所給付事業 | | | 障害児相談支援の内容を基に、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R5以前 ～R13以降 | 426,712 | 障害福祉課 |
| 審査システム導入事業 | | | 自治体は国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況を点検するためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 792 | 障害福祉課 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | | | 障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。 | R5以前 ～R13以降 | 6 | 障害福祉課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。 障害福祉課では、重度心身障害者医療費助成事業における年次更新業務において、福祉医療受給者証の印刷を委託している。 | R5以前 ～R13以降 | 53 | 障害福祉課 |
| 住民情報系システム改修事業 | | | 障害福祉サービス等の報酬改定等に対応するため、必要なシステム改修を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 1,126 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 障害者計画等策定及び推進事業(臨時分) | | | 山陽小野田市障害福祉計画及び山陽小野田市障害児福祉計画を令和9年3月に策定するため、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会を追加開催する。策定した計画については印刷・配布を行い、周知を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 185 | 障害福祉課 |
| 重度心身障害者医療費助成事業 | | | 対象:①身体障害者手帳1,2,3級②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1級④障害基礎年金1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がいを持つ者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。 | R5以前 ～R13以降 | 278,722 | 障害福祉課 |
| 小児慢性特定疾患児支援事業 | | | 小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。 | R5以前 ～R13以降 | 42 | 障害福祉課 |
| 難聴児補聴器購入費等助成事業 | | | 補装具費支給制度の補完的措置として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成する。 | R5以前 ～R13以降 | 170 | 障害福祉課 |
| 自立支援医療給付事業 | | | 自立支援医療の種類 ①更生医療:「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。②育成医療:18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。③精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受取り、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。④療養介護医療:療養介護のうち、医療に係るもの。 | R5以前 ～R13以降 | 111,500 | 障害福祉課 |
| 社会福祉法人指導監査事務事業 | | | 山口県からの権限委譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで障がい者施設に関する事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施している。※会計処理に係る指導監査は、福祉指導監査室が実施する。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 社会福祉法人地域協議会事業 | | | 所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。 | R5以前 ～R13以降 | 34 | 障害福祉課 |
| 指定特定相談支援事業者等指導監査事業 | | | 市が指定している特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 山陽小野田市社会福祉事業団自主運営移行事業 | | | 令和8年4月1日から、みつば園、まつば園及びのぞみ園は山陽小野田市社会福祉事業団による自主運営に移行するため、市イントラネット回線を撤去する。 | R7 ～R8 | 2,396 | 障害福祉課 |
| 障がい者地域生活支援事業 | | | 支援の種類:①意思疎通支援事業②日常生活用具等給付③手話奉仕員等養成研修事業④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥訪問入浴サービス事業⑦日中一時支援⑧点訳・音訳事業⑨相談事業⑩自動車運転免許取得費助成⑪自動車改造費助成⑫成年後見制度利用支援事業⑬障がい者スポーツ大会開催事業⑭自発的活動支援事業 | R5以前 ～R13以降 | 45,292 | 障害福祉課 |
| 保健・医療・福祉等連携事業 | | | 執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取組む。 | R5以前 ～R13以降 | 68 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|---------|
| 権利擁護推進事業 | | | 障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 20 | 障害福祉課 |
| 障がい者相談業務委託料 | | | 委託先:障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。 また、市民から障がい者相談員が受けた相談や、市民から直接障害福祉課へ入る相談に保健師が対応する。 | R5以前 ～R13以降 | 294 | 障害福祉課 |
| 地域生活支援拠点整備事業 | | | 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。 | R5以前 ～R13以降 | 16,000 | 障害福祉課 |
| 指定特定相談支援事業者等指導監査事業 | | | 市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監査室 |
| (2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり | | | | | | |
| 障がい者団体支援事業 | | | 障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。 | R5以前 ～R13以降 | 328 | 障害福祉課 |
| 福祉タクシー費助成事業 | | | 対象者:①身体障害者手帳1,2,3級②身体障害者手帳4級の下肢障害、心臓機能障害、呼吸機能障害③療育手帳A、B④精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者 内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。 | R5以前 ～R13以降 | 12,531 | 障害福祉課 |
| 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等養成強化事業 | | | 手話通訳や要約筆記の技術・知識の向上を目指すため意思疎通支援者向けの研修会を開催する。 | R5以前 ～R13以降 | 30 | 障害福祉課 |
| 「障害者差別解消法」推進事業 | | | 障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことにより、市は障害を理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 122 | 障害福祉課 |
| 手話通訳者等配置事業(経常) | | | 市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,232 | 障害福祉課 |
| ヘルプカード配布事業 | | | 障がいのある人が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードを作成し、対象となる方へ配布するとともに、周知を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 理解促進研修・啓発事業 | | | 障害への理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため、普及啓発を目的とする研修・啓発(市民向けの講座)を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 20 | 障害福祉課 |
| 発達障害児地域支援体制強化事業 | | | 発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。 | R5以前 ～R13以降 | 158 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|---------|
| 基本施策4 地域福祉の推進 | | | | | | |
| (1)地域福祉推進体制の整備・充実 | | | | | | |
| 石丸総合館管理運営事業 | | スマエジ | 地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 3,115 | 市民活動推進課 |
| 社会福祉法人指導監査事業 | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。) | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 高齢福祉課 |
| 地域協議会の体制整備事業 | | | 平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。 | R5以前 ～R13以降 | 40 | 高齢福祉課 |
| 社会福祉協議会支援事業 | | | 地域福祉事業は、市と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。 | R5以前 ～R13以降 | 74,257 | 社会福祉課 |
| 福祉センター管理運営事業 | | | LABV事業の施設(ASKエア)内に、市の福祉の拠点として福祉センターを設置し、地域福祉を推進する。 | R5以前 ～R13以降 | 15,520 | 社会福祉課 |
| 日赤活動資金募集 | | | 市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 献血推進事業 | | | 山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 福祉関係団体支援事業 | | | 市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会、更生保護女性会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協議会、社明運動実施委員会、更生保護女性会 | R5以前 ～R13以降 | 400 | 社会福祉課 |
| 遺家族援護事業 | | | 市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金 | R5以前 ～R13以降 | 257 | 社会福祉課 |
| 戦没者遺族等特別弔慰金事業 | | | 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 286 | 社会福祉課 |
| 戦没者追悼式開催事業 | | | 戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。 | R5以前 ～R13以降 | 409 | 社会福祉課 |
| 社会を明るくする運動推進事業 | | | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発(駅・中学校・高等学校・市内商業施設) 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 地域福祉計画推進事業 | | | 社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。 | R5以前 ～R13以降 | 64 | 社会福祉課 |
| 再犯防止計画推進事業 | | | 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定した山陽小野田市再犯防止推進計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 44 | 社会福祉課 |
| 山口県総合社会福祉大会 開催事業 | | | 少子高齢化や地域社会の担い手減少が進む中、地域社会における支え合いの意識醸成・機運の向上、社会福祉関係者の功績表彰及び、福祉に関する情報共有・連携強化を図ることを目的として、毎年、県内持ち回り制による「第76回山口県総合社会福祉大会」を令和8年度に本市で開催する。 事業内容①山口県内の福祉関係団体(24団体)による主催のもと、本市を開催地として大会を実施。②社会福祉功労者等の表彰式、決意表明、福祉団体活動報告、福祉に関する作文発表、講演会等を実施。③県内の社会福祉関係者、民生委員・児童委員、福祉施設関係者、ボランティア等約600名が参加予定。④会場(不二輸送機ホール)運営、設営、式典準備、関係団体との調整および大会運営に要する業務の一部を主催者として本市が担当。⑤開催に係る費用の一部を本市が主催者として負担する。 | R8 ～R8 | 200 | 社会福祉課 |
| 指導監査事務事業 | | | 山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 地域協議会の体制整備事業 | | | 平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 災害見舞金支給事業 | | | 市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円) | R5以前 ～R13以降 | 250 | 社会福祉課 |
| 災害援護資金貸付事業 | | | 災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 10 | 社会福祉課 |
| 災害援護資金貸付金債権 回収事業 | | | 災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害及びH22大雨災害…市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたる。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 被災者関連業務支援シス テム事業 | | | 南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。 | R5以前 ～R13以降 | 488 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 個別避難計画作成事業 | 安全・安心 | | 平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障がい者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。 | R5以前 ～R13以降 | 175 | 社会福祉課 |
| 社会福祉法人等指導監査事務 | | | 社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 地域型保育事業所指導監査事務 | | | 地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度～対象は2園(プティット小野田保育園、こぐま保育園)。 令和5年度から対象は1園(ヤクルト保育園プティット小野田) | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 地域協議会開催事業 | | | 社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 40 | 子育て支援課 |
| 社会福祉法人指導監査事業 | | | 社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 12 | 福祉指導監査室 |
| 地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業 | | | 地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監査室 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| (2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進 | | | | | | |
| 民生委員・児童委員活動 支援事業 | | スマエジ | 民生委員・児童委員が、地域の方々のおよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 16,285 | 社会福祉課 |
| 民生委員推薦事業 | | | 民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 120 | 社会福祉課 |
| 山陽地区民生委員・児童 委員活動支援事業 | | スマエジ | 年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があり、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のおよき相談相手として、また、行政や関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 市民窓口課 |
| 基本施策5 社会保障の安定 | | | | | | |
| (1)国民健康保険の安定運営 | | | | | | |
| 国民健康保険給付事業 | | | 国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付費、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払う(現物給付)ほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填(現金給付)等を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付金が交付される。 | R5以前 ～R13以降 | 4,916,628 | 保険年金課 |
| 国民健康保険その他保険 給付事業 | | | 国民健康保険被保険者に対するその他の給付事業。 ○出産育児一時金の支給・・・被保険者が出産したとき、世帯主に50万円を支給する。このうち、直接支払制度においては、被保険者が出産したとき、かかった出産費用として、国保連を経由して出産育児金が病院などに直接支払われる。 ○葬祭費の支給・・・被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 18,756 | 保険年金課 |
| 国民健康保険医療費適正 化事業 | | | 医療費適正化対策として、 ①・国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。 一次点検:請求内容や点数の確認(医療機関と国保連との間で行う確認作業) 二次点検:資格確認(市などの保険者と国保連との間で行う確認作業) ・海外療養費の不正請求対策として、国保連合会へ審査点検業務を委託する。 ②医療費通知事業 被保険者や被扶養者が医療機関で受診した際の医療費情報を通知するもの ③ジェネリック医薬品推進事業 代替可能な先発医薬品からジェネリック医薬品への転換を促進する。転換した場合の差額通知を送付する | R5以前 ～R13以降 | 4,671 | 保険年金課 |
| 国民健康保険医療費適正 化に向けた保健事業推進 支援事業 | | スマエジ | 医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。データヘルス計画に基づく、効果的・効率的な保健事業を展開するためにKDBデータ等のデータ分析結果を用い、本市特有の健康課題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等を実施する。そのため、公衆衛生に精通する医師や保健師等の専門家が所属する事業者からの指導、助言体制を整える。 令和8年度はデータヘルス計画の中間評価の年度であり計画の進捗確認を実施する。データヘルス計画の中間評価・進捗確認に対する助言も得ることで、計画の着実な実施と医療費適正化を目指す。 | R6 ～R8 | 499 | 保険年金課 |
| 国民健康保険特定健診事 業 | | スマエジ | 40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。 【みなし健診】 医療機関で特定健康診査の基本健診項目をすべて満たす検査を実施した場合、結果の診療情報を活用し、特定健康診査を受診したとみなすことができる。このみなし健診を令和8年度から、県内市町国保における「情報提供料」及び「情報提供様式」の標準化を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 55,555 | 保険年金課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 特定保健指導事業 | | スマエジ | 特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 特定保健指導の対象者に対して、利用券発送後の電話による勧奨及び医療機関において健診結果説明時に対面で利用勧奨を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 4,818 | 保険年金課 |
| 国民健康保険保健事業 | | スマエジ | データヘルス計画に基づき国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業 市の健康課題の検討結果に基づき、青年期からの生活習慣病対策・がん・骨粗しょう症対策の必要性が高いことから、国保加入者の20～39歳までの対象者に若者健康診査(骨量検査含む)及び子宮がん検診の利用勧奨を行う。若者健診の結果、生活習慣を見直すための保健指導を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 21,756 | 保険年金課 |
| デジタルを活用した保健事業の推進事業 | | DX・GXスマエジ | 令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国民健康保険保健事業においても実施する。 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るため、特定保健指導の対象者等の生活習慣病ハイリスク者や希望者に市民向けアプリ(スマエジ健康アプリ)及びスマートウォッチを活用して、保健医療専門職が個別に具体的な保健指導を実施する。 | R8 ～R13以降 | 678 | 保険年金課 |
| 国民健康保険保険料徴収事業 | | | 滞納整理業務として、滞納がある世帯に催告書や納付勧奨通知書を送り納付勧奨を行う。納付相談の機会を作るが、反応がなく滞納の解消が見込めない場合等には財産調査を行い、滞納処分を執行する。また、1年以上前の納付期限の保険料に未納がある滞納者に対し、判定委員会において審議のうえ、特別療養費の交付決定を行う。 収納率向上のために、窓口納付、口座振替、コンビニ納付やスマホ決済等、納付方法の選択肢を増やすことで、納付義務者が納付できる機会を増やし、期限内納付の増加を図っていく。また、口座振替率の向上を目的とし、保険年金課及び市民窓口課でのペイジーによる口座振替の受付を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 7,065 | 保険年金課 |
| 国民健康保険一般管理事業 | | | 保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業を行う。 ○国民健康保険一般管理費・・・資格確認書の年次更新及びレセプト審査電算処理や特別調整交付金資料作成、国保被保険者資格情報及び給付情報の管理手数料等の協同事業の実施業務等に要する費用。 ○国民健康保険団体連合会負担金・・・国保連に対する負担金を計上。単価は毎年、国保連から主管課長会議で示され総会で決定。 ○運営協議会経費・・・市国民健康保険運営協議会の開催事業。年2回開催。委員報酬。 | R5以前 ～R13以降 | 22,116 | 保険年金課 |
| 住民情報システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業が発生する。また、市で印刷等を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかることから、人件費・維持管理費削減のため、県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 4,313 | 保険年金課 |
| 国民健康保険事業費納付金納付事業 | | | 平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。 事業費納付金・・・国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が算定した金額を市が県へ納付するもの。 | R5以前 ～R13以降 | 1,323,423 | 保険年金課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 子ども・子育て支援金制度 関連事業 | | | 国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用に充てるため、令和8年度から医療保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設される。令和8年度以降、現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分に子ども・子育て支援分を加えた4区分により保険料を賦課・徴収することになるため、初年度となる令和8年度は、子ども・子育て支援金を適正に賦課徴収するために必要となるシステム改修を行い、被保険者への制度説明のための周知広報をする予定である。 | R7 ～R8 | 4,806 | 保険年金課 |
| (2)後期高齢者医療制度の円滑な実施 | | | | | | |
| 後期高齢者医療事業(特別会計分) | | | 【後期高齢者医療の運営】 ・資格確認書や保険料納入通知書等の発送をする。 ・収納業務として、保険料の徴収を行うとともに、減免、徴収猶予の受付や滞納者には督促等滞納整理を行い、過誤納金等は還付処理を行う。 ・資格や給付に係る申請書の受付を行い、システム入力を行うとともに広域連合へ書類の進達を行う。 【広域連合への負担金の拠出】 ・負担金として、広域連合へ事務費負担金、徴収した保険料を保険料納付金、低所得者等への保険料軽減額の負担分として保険基盤安定負担金を納付する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,549,931 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療事業(一般会計分) | | | 【法令等により、市町が負担することとなっている経費の支弁】 ・療養給付費負担金:被保険者に係る療養の給付に要する費用を、法令で市町が負担すること定められた12分の1の額について、広域連合が県内各市町の保険給付費の占有率で算出した額を納付する。 ・山口県後期高齢者医療広域連合負担金:広域連合の運営に係る経費として、広域連合が均等割(10%)、高齢者人口割(45%)、人口割(45%)で算出した額を納付する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,003,456 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療 保健事業 | | | 後期高齢者の健康診査の実施主体は山口県後期高齢者医療広域連合である。広域連合との委託契約に基づき、市は年度途中の新規資格取得者に対して受診券の発送を行う。年度当初の受診券の発送は広域連合から直接送付する。被保険者の健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度特別対策補助金を活用しはり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 2,234 | 保険年金課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 1,390 | 保険年金課 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | | スマエジ | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイリスクアプローチと集団に対して知識の普及啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。ハイリスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止・認知症ハイリスクアプローチの事業を実施する。市の健康課題の検討結果に基づき、認知症ハイリスクアプローチを令和8年度から開始する。 | R5以前 ～R13以降 | 16,276 | 保険年金課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 後期高齢者医療システム 改修事業 | | | 後期高齢者医療制度改正等に対応するため、住民情報システム(後期高齢者医療システム)の改修等を行う。 【令和8年度実施予定】 国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用に充てるため、令和8年度から医療保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度保険料賦課から現行の基礎賦課額に「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え保険料を賦課・徴収することになる。当該制度の円滑な施行に向けて、令和7年度に引き続きシステム改修を行う。 ※後期高齢者医療については、広域連合が標準システムにて賦課を行うが、市基幹システムにて賦課台帳を整備し、保険料納入通知書の作成・発送などを行っており、市基幹システムの改修も必要となる。 | R7 ～R8 | 340 | 保険年金課 |
| (3) 低所得者福祉の充実 | | | | | | |
| 行旅困窮者一時保護事業 | | | 行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの旅費を支給する。 | R5以前 ～R13以降 | 196 | 社会福祉課 |
| 行旅病人死亡人取扱業務 | | | 行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 1,396 | 社会福祉課 |
| 無縁墓地の管理 | | | 無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 13 | 社会福祉課 |
| 生活困窮者自立相談支援 事業 | | | 生活困窮者を支援するために家計や仕事など生活に関する困り事に係る相談を受けて、課題を把握し、解決方法を検討して解決を図っていく。 | R5以前 ～R13以降 | 9,240 | 社会福祉課 |
| 生活困窮者就労準備支援 事業 | | | 退職して数年のブランクがあったなどの理由で今すぐに一般就労に従事するのが困難な者に一般就労の準備として、就労体験等を通して必要なことを学んでもらう機会を提供することにより就労を支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 6,083 | 社会福祉課 |
| 住居確保給付金支給事業 | | | 離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。 また、生活困窮者自立支援法の改正により令和7年度からは、支給対象として家賃が低廉な住宅への転居費用が追加された。 | R5以前 ～R13以降 | 1,062 | 社会福祉課 |
| 生活保護費支給事業 | | | 生活困窮者に生活保護費を支給することで、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受け、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,077,111 | 社会福祉課 |
| 生活保護一般管理業務 (単独) | | | 生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 3,632 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(医 療扶助適正化分) | | | 生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 704 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(収 入資産把握事業分) | | | 適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。 | R5以前 ～R13以降 | 150 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(体 制強化事業分) | | | 警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。 | R5以前 ～R13以降 | 4,318 | 社会福祉課 |
| 被保護者就労支援事業 | | | 被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 3,922 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 査察指導機能強化 | | | 査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。 | R5以前 ～R13以降 | 81 | 社会福祉課 |
| 医療扶助のオンライン資格確認事業 | | | 全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づいた厚生労働省からの生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認の導入を指示する通知に則り、令和5年5月システム完成(運用テスト)～令和6年9月運用開始し、生活保護制度の適正で持続可能な運用を行っている。 | R5以前 ～R13以降 | 1,561 | 社会福祉課 |
| 生活保護基幹事務システム等の改修事業 | | | 令和8年6月より「特定個人番号601:生活保護法による保護の実施に準じた保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給取扱いに準じた就労自立給付金の支給に関する情報」が追加されます。それに伴い、生活保護システムにて当該データ抽出に伴う改修作業を実施します。 | R8 ～R8 | 880 | 社会福祉課 |
| 基本施策6 健康づくりの推進 | | | | | | |
| (1)地域ぐるみの健康づくりの充実 | | | | | | |
| 総合的な人材育成事業 (高齢福祉課分) | | | 山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 18 | 高齢福祉課 |
| 健康増進計画推進事業 (健康フェスタ) | | スマエジ | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。 | R5以前 ～R13以降 | 100 | 健康増進課 |
| 健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業) | | スマエジ | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 127 | 健康増進課 |
| 食育推進計画の推進 | | スマエジ | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 市民のさまざまな健康課題及び食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした生活習慣病予防、フレイル対策等食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。 | R5以前 ～R13以降 | 309 | 健康増進課 |
| 食育推進会議 | | スマエジ | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和7年度から第3次計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 131 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育) | | スマエジ | 市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。 | R5以前 ～R13以降 | 58 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ | | スマエジ | 市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく) | R5以前 ～R13以降 | 17 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング推進事業 | | スマエジ | 本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 また、スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 718 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング薬局事業 | | 理科大スマエジ | スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援する。 | R5以前 ～R13以降 | 241 | 健康増進課 |
| 自殺対策事業 | | スマエジ | 自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を実施し、こころの支援体制を強化する。 | R5以前 ～R13以降 | 75 | 健康増進課 |
| 自殺対策事業(臨時分) | | スマエジ | 自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(R4.10)、県の自殺総合対策計画(第4次)をふまえ、市では第2次自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。本市において自殺死亡率が増加していることから、こころの相談会を新たに実施し、こころの支援体制を強化する。 | R8 ～R13以降 | 60 | 健康増進課 |
| ひきこもり対策事業 | | スマエジ | 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 2,478 | 健康増進課 |
| 総合的な人材育成事業 | | | 山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。 | R5以前 ～R13以降 | 39 | 健康増進課 |
| 実習生受け入れ業務(看護学生、栄養士学生) | | | 大学及び専門学校の教育カリキュラムの中で、公衆衛生学・公衆栄養学実習が必須であり、市が基準に基づき実習を引き受けている。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 健康推進員の養成・育成・支援 | | スマエジ | 平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう。 | R5以前 ～R13以降 | 243 | 健康増進課 |
| 食生活改善推進員の養成・育成・支援 | | スマエジ | 昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 825 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 地域・職域連携推進事業 | | スマエジ | 本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実践することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実践し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| (2)地域保健サービスの充実 | | | | | | |
| 健康手帳の活用 | | スマエジ | 自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。 | R5以前 ～R13以降 | 3 | 健康増進課 |
| 成人保健健康教育 | | スマエジ | 市が主催で行う健康教育を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 315 | 健康増進課 |
| 成人健康相談事業 | | スマエジ | 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 177 | 健康増進課 |
| 成人訪問指導事業 | | スマエジ | がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。 | R5以前 ～R13以降 | 53 | 健康増進課 |
| 生保等の健康診査 | | スマエジ | 健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 285 | 健康増進課 |
| 成人健康診査事業(がん検診) | | スマエジ | 健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特に平成31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。 | R5以前 ～R13以降 | 74,947 | 健康増進課 |
| 結核検診 | | スマエジ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 1,061 | 健康増進課 |
| 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 | | スマエジ | ①個別の再勧奨(無料クーポン券対象者にターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話) | R5以前 ～R13以降 | 1,725 | 健康増進課 |
| 健康マイレージ事業 | | スマエジ | 本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。 | R5以前 ～R13以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 若者健康診査 | | スマエジ | 健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、若壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。 | R5以前 ～R13以降 | 1,129 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| がん患者医療用補整具購入費助成事業 | | | がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。 | R5以前 ～R13以降 | 155 | 健康増進課 |
| 若年がん患者在宅養生活支援助成事業 | | | 40歳未満のがん末期患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活が送れるよう、在宅サービス利用料等の一部を助成し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。 | R6 ～R13以降 | 329 | 健康増進課 |
| 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(経常) | | スマエジ | 50歳及び55歳の社会保険加入者に個別に受診勧奨ハガキを郵送。 | R8 ～R13以降 | 114 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業 | | スマエジ | 予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 | R5以前 ～R13以降 | 143,795 | 健康増進課 |
| ポリオ2次感染対策事業 | | スマエジ | 予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。 | R5以前 ～R13以降 | 2,927 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン) | | スマエジ | 個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。(年一回・秋冬接種) | R6 ～R13以降 | 28,948 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン) | | スマエジ | 免疫向上を目的とし、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。 | R7 ～R13以降 | 33,557 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業(RSウイルスワクチン) | | スマエジ | 新生児や乳児の感染・重症化を防ぐことを目的とし、RSウイルスを予防接種法のA類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する。 | R8 ～R13以降 | 9,635 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業(75歳以上インフルエンザワクチン) | | スマエジ | 高用量インフルエンザワクチンは、標準量の4倍の抗原を含み、発症や重症化予防効果に優れており、特に75歳以上で高い有効性と費用対効果が認められている。このことから、令和8年10月から標準量ワクチンとの選択を可能とした上で、75歳以上の者を対象として高用量ワクチンを定期接種として実施する。 | R8 ～R13以降 | 44,562 | 健康増進課 |

基本施策7 地域医療体制の充実

(1)医療体制の維持・充実

| | | | | | | |
|-------------------|--|------|--|----------------|-------|-------|
| AED管理事業 | | スマエジ | 平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所を増やし充実を図った。令和8年10月31日にAED設置に係る契約が満了するため、入札により業者決定後、改めてリース契約を行う。 | R5以前 ～R13以降 | 3,655 | 健康増進課 |
| #7119(救急安心センター事業) | | スマエジ | 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。 | R5以前 ～R13以降 | 1,718 | 健康増進課 |
| 小児一次救急医療体制確保事業 | | スマエジ | 市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきたため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。 | R5以前 ～R13以降 | 2,287 | 健康増進課 |
| 休日救急医療対策事業 | | スマエジ | 市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきたため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施し、安心安全な医療体制を提供している。 | R5以前 ～R13以降 | 3,696 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和8年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|------------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 小児救急圏域医療体制確保事業 | | スマエジ | 市内における休日の一次救急医療を確保するための事業である。山陽小野田医師会に委託し、休日の9時から17時までの間、当番医師が軽症の急患に対応する体制を整えている。市民の安心・安全な医療を提供するために不可欠なものである。 | R5以前 ～R9 | 2,592 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業 | | スマエジ | 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある7つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。 | R5以前 ～R13以降 | 8,778 | 健康増進課 |
| 公的病院支援事業 | | | 小野田赤十字病院は、救急告示病院であり、また、小野田南部地域における中核的な医療機関である。救急医療や入院医療に加え、在宅医療の推進にも重要な役割を果たしており、地域住民に対する安定した医療提供体制を維持するためには、同院の継続的な運営が不可欠である。当該病院に必要な財政支援を行うことで、地域医療の確保と充実を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 12,500 | 健康増進課 |
| 産科医等確保支援事業 | 子育て・ 学び | | 市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 3,000 | 健康増進課 |
| あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業 | | | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。 | R5以前 ～R13以降 | 8 | 健康増進課 |
| 救急勤務医支援事業 | | | 若手を中心とした医師のさらなる確保のため、医師の高齢化などにより、近年、特に厳しい勤務状況にある救急病院等において、休日・夜間の救急医療に従事する医師の処遇改善を支援するため、救急勤務医を支援する。 | R6 ～R13以降 | 1,200 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業(臨時分) | | スマエジ | 本事業は、宇部小野田医療圏における二次救急体制の維持・強化を目的として、輪番病院への支援を「出務日に応じた固定額」に加え「救急受入1件につき5,000円の出来高払い」を併用する仕組みに抜本的に見直すもので、これにより、病院の積極的な受入を促進し、患者の搬送先確保を円滑化していく。 | R8 ～R13以降 | 7,103 | 健康増進課 |
| (2) 市民病院の健全経営 | | | | | | |
| 市民病院運営事業 | | | 公立病院として、地域の中核を担い、継続的かつ安全的に安全・安心の医療を提供する。 | R5以前 ～R13以降 | 6,115,973 | 病院局 |
| 市民病院運営事業(臨時) | | | 運営に必要な設備や機器の修繕、更新、導入により、円滑な病院運営を行う。 | R8 | 32,052 | 病院局 |
| 医療機器更新事業 | | | 診療内容の充実を図ることを目的に、医療機器を整備し、来院患者数、診療単価を増加させ、医業収益の増収を図る。 | R5以前 ～R13以降 | 70,000 | 病院局 |
| 建物(施設)整備事業 | | | 老朽化に伴う施設設備の更新を適宜行う。 | R5以前 ～R13以降 | 5,000 | 病院局 |